

・ 具体的にご意見・ご提案をお書きください。

高齢者受給証について、期限が切れたものについては役場に返納するよう記載があったが、厚労省が行った法改正により令和4年度からは必ずしも役場へ返納する必要は無く、本人が処分しても差し支えないこととなっている。

高齢者受給証の返却に来庁した際、被保険者証も返納して頂けるのであれば預かる旨説明したため、取りに戻ったが、2回目に来庁した際には上記法改正を認知していた。

おなじ役場の職員で説明・対応が異なるのはどういうことか。